

岐阜県公報

第 二 千 七 百 十 号

平成二十七年十二月二十五日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	八七〇
岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	八七〇
岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地域福祉国保課)	八七一
岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	八七三
岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども家庭課)	八七四
告示		
自動車税に係る徴収金の収納事務の委託	(税務課)	八七六
指定代理納付者の指定	(清流の国づくり政策課)	八七六
有害興行の指定	(私学振興・青少年課)	八七六
長良川地域森林計画の樹立	(林政課)	八七七
木曾川地域森林計画の変更	(同)	八七七
宮・庄川地域森林計画の変更	(同)	八七七
揖斐川地域森林計画の変更	(同)	八七七
飛騨川地域森林計画の変更	(同)	八七七
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	八七七
道路の供用開始	(道路維持課)	八七八

訓 令 甲

公 示

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	八七八
落札者等に関する公示	(税務課)	八七九
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課)	八七九
公共測量の実施	(用地課)	八八〇
土地改良区役員の退任	(下呂農林事務所)	八八一

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平成二十七年十二月二十五日

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百二十七号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	心身状況
1	中国残留邦人本人					
2	配偶者					
3						
4						
1						
2						
3						
4						
5						
6						

別記第二号様式中

職	業	職	業
職	業	職	業

を

氏名	個人番号	続柄	性別
1		中国残留邦人本人	
2		配偶者	
3			
4			
1			
2			
3			
4			
5			
6			

年齢	生年月日	学歴	心身状況	職	業	職	業

に定める。

氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職
1	中国残留邦人本人					
2	配偶者					

平成二十七年十二月二十五日

家族	
3	
4	
1	
2	
3	
4	
5	
6	

人員	氏名	個人番号	病 柄	性別	年齢	生年月日
1			中国残留 邦人本人 配偶者			
2						
3						
4						
1						
2						
3						
4						
5						
6						

を

一	学歴	職業	健康状態

附 則

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百二十八号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第六十九号）

に改める。

告 示

岐阜県告示第七百二十八号

岐阜県条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容	委託期間
株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	自動車税の収納事務のとりまとめ	平成二十八年一月一日から平成三十一年三月三十一日まで
株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	直営店舗、加盟店舗等における自動車税の収納	同右
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における自動車税の収納	同右
株式会社セブン イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗、加盟店舗等における自動車税の収納	同右
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	同右	同右
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	同右	同右

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	同右	同右
株式会社ローソン 東京都品川区大崎二丁目一番一号	同右	同右

岐阜県告示第七百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十三年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関一丁目三番一号	ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金歳入	平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年三月三十一日まで

岐阜県告示第七百三十号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	やわ乳太夫 月夜の恋わずらい		オーピー映画
	痴漢電車 淫コーヌは夢いっぱい!		オーピー映画
	平成仁侠伝 兄弟、あの空で会おうぜ!		オーピー映画
	快楽交差点 オンナの裏に出会うとき		オーピー映画
	肉棒教習所 欲しがる女教官		オーピー映画
	近親姦母 息子でおもらし		オーピー映画
	発情美人妻 早くちようだい		オーピー映画

2 指定年月日
平成27年12月25日

3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第七百三十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第七項の規定により告示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県告示第七百三十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
恵那市明智町吉良見字横山一七〇二〇一、一七〇二〇二
- 二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
岐阜 濃 阜 線	岐阜市大字良古津字小島山 九一九番三四地先から 同 市大字同 字同 九一九番一地先まで		五〇・五	平成 二七・二・二五	平成 二四・九・七

岐阜県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
太 田 屋 線	美濃加茂市新池町二丁目七六 番一地先から 同 市田島町三丁目二〇 八九番六地先まで		五〇・〇	平成 二七・二・二五	平成 二四・六・五

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十四号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

する。

別表第三市町村課の表十五の項部長専決事項の欄第一号中「第七条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

2 法第七条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による山村振興基本方針の提出

別表第三市町村課の表十五の項部長専決事項の欄第一号中「及び法第八条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の山村振興計画の作成等」を削り、同欄に次の一号を加える。

2 法第八条第一項及び第八条の三第一項の山村振興計画の作成等についての同意

別表第三市町村課の表二十四の項部長専決事項の欄第一号中「第十六条第六項」を「第十六条第四項」に改める。

別表第三地域福祉国保課の表中十二の項を十三の項とし、一の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

<p>一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この項中「法」といふ。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下この項中「令」といふ。）の施行事務</p>		<p>1 法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設</p> <p>2 令第七条の規定による養成施設</p> <p>の指定の指定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

別表第三労働雇用課の表六の項部長専決事項の欄第一号及び別表第三産業技術課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

別表第三地域産業課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第一号中「第四条第一項の」を「第四条第三項の規定によ

る」に改め、同欄第三号中「第六条第二項の」の下に「規定による」を加える。

附則

この訓令は、平成二十七年十二月二十五日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システムの改修業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成27年10月27日

5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海

代表取締役 北村 友朗

6 契約金額 29,899,800円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十七年十二月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十二月十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コメリ

三 建物の名称及び所在地

コメリホームセンター美濃店

美濃市中央八丁目六十番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十八年七月十日

五 店舗面積

五、〇四六平方メートル

六 駐車場の収容台数

一四〇台

七 荷さばき施設の面積

三四平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成及び道路基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月三日から

同 二十八年二月二十九日まで

四 作業地域

美濃加茂市、各務原市、可児市、加茂郡坂祝町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町及び加茂郡白川町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月十日から

同 二十八年二月二十六日まで

四 作業地域

揖斐郡揖斐川町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月一日から

同 二十八年三月二十日まで

四 作業地域

瑞穂市

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定に公示する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
萩原小坂連合土地改良区	平成二七・〇・六	理事	今井幹誼	下呂市萩原町宮田 一五六四番地

平成二十七年十二月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社